

## 総会

配布：一般

2014年8月13日

### 第68会期

議事日程議題 33(b)

#### 2014年7月31日に総会により採択された決議

[主要委員会への付託なし (A/68/L.55 and Add.1)]

#### 68/303 紛争の平和的解決、紛争予防および解決における仲介の役割を強化すること

総会は、

紛争の平和的解決、紛争予防および解決における仲介の役割を強化することに関する 2011年6月22日の65/283および2012年9月13日の66/291の総会諸決議、並びに仲介および地域的並びに準地域的機構に関する全ての他の総会諸決議および安全保障理事会諸決議並びに議長諸声明を想起し、

国際連合憲章に記されている目的および原則に従い、

全ての国家の主権、領土保全および政治的独立を尊重する総会の公約を再確認し、

国連憲章の第33条を含む、第VI章および仲介に関する他の条項並びに国連憲章の第VIII章および特に仲介における地域的並びに準地域的機構の役割に関連する他の条項を想起し、

国連憲章の下での総会の責任、機能および権限を念頭に置きつつ、また従って仲介を通したものを含む、総会の平和的解決、紛争予防および解決に関する事項における全ての総会関連諸決議を想起し、

国連憲章に従った国際の平和および安全の維持における総会と安全保障理事会のそれぞれの役割と職権を再確認し、

仲介を通じたものを含む、紛争の平和的解決、紛争予防および解決における国際連合および地域的並びに準地域的機構との協力を促進する安全保障理事会の取組を認識し、そして適切な場合には、国連憲章に従った国際連合および地域的並びに準地域的機構との間の継続した協力を奨励し、

全ての国家の主権平等を維持し、領土保全および政治的独立並びに国際連合の目的および原則と両立しないいかなる方法による武力による威嚇または武力の行使もその国際関係において慎む加盟国の義務を尊重し、そして平和的手段によるまた正義および国際法の諸原則、まだ植民地支配または外国の占領の下にある人々の自決権、国家の国内問題の不干渉、人権および基本的自由の尊重、人種、性別、言語または宗教に関する差別なく全ての人の平等権の尊重、経済的、社会的、文化的または人道的正確の国際問題を解決することにおける国際的協力および国連憲章に従って引き受けた義務の誠実な履行に従って紛争の解決を維持する総会の公約を再確認し、

武力や他の型の紛争およびあらゆる形態および表現のテロリズム並びに人質をとることが、世界の多くの部分でまだ持続していることを念頭に置きつつ、

国連憲章および国際法に従って、仲介を通じたものを含む、紛争の平和的解決、紛争予防および解決は、国連憲章第 36 条を害することなく引き続き加盟国の主要な責任であることを想起し、

責任のあるまた信頼に足る仲介は、特に国の主体性、特定の紛争または衝突の当事者の同意、仲介者の不偏性、仲介者の合意した任務の遵守、国の主権に対する尊重、適用可能な条約を含む、国際法の下での国および他の関連する関係者の義務の遵守、プロセスおよび実質的な専門知識を含む仲介者の業務の準備ができていることおよび仲介努力の一貫性、調整並びに補完性を必要としていることを認識し、

正義および真実が、持続可能な平和の基本的な基礎的要素であることを強調し、

仲介の利用を促進する事務総長、加盟国、地域的並びに準地域的機構および他の関連する関係

者の努力を多とし、そしてこれに関連して効果的な仲介のための国際連合指針<sup>1</sup>に留意し、

持続可能な平和のために、仲介を含む、紛争の平和的解決、紛争予防および紛争解決における加盟国並びに国際連合および地域的並びに準地域的機構の能力を、適切な場合には、改善し続けるそれらの必要性を強調し、

事務総長の周旋を想起し、そして合意された任務に従って国際連合仲介支援能力を強化し続ける彼の取組を多とし、

仲介の分野における国際連合および地域的並びに準地域的機構との間の連携および協力並びに要請に基づきまた合意された任務に従って、地域的並びに準地域的機構の仲介支援能力を強化するためそれらと協働する事務総長の取組を多とし、

事務総長に対し、要請に基づきまた合意された任務に従って、仲介を促進しまた紛争を予防し且つ解決する加盟国、および地域的並びに準地域的機構による地域的取組や活動を支援することを奨励し、

国連憲章第八章の規定に沿った国際の平和および安全の維持における地域的並びに準地域的機構の役割を再確認し、そして特定の紛争や衝突の当事者の同意を得て行動する、多くの地域における、合意された任務内での仲介者としてのその重要な役割に留意し、

地域的並びに準地域的機構は、自らの任務の範囲内の具体的な地域紛争の状況に対するその地理的、文化的および歴史的近接並びにその情報に由来するその具体的な対処方法で仲介者の努力に利益を得またそのような紛争の予防と解決に貢献することができることを認識し、

紛争の平和的解決、紛争予防および解決並びに全ての仲介者やチームのために適切なジェンダーの専門知識の提供の全てのレベルでの、全ての段階での、そして全ての側面での女性の平等且つ効果的な参加および十分な関与の重要性を認識し、さらなる努力が長または第一和平仲介者としてより多くの女性を任命するために必要であることに留意し、そしてこの文脈において、女性、平和

---

<sup>1</sup> A/66/811、添付文書。

および安全に関する国連決議を含む、全ての関連する国際連合諸決議および北京宣言と行動プラットフォーム<sup>2</sup>の完全且つ効果的な実施を再確認し、そしてこれに関連してジェンダー平等と女性の地位と能力の向上のための国際連合機関（UN ウィメン）の役割をさらに歓迎し、

仲介に活動中の国内および市民社会もまた認識し、そしてこれに関連して、適切な場合には、仲介活動における相補性を改善するそれらの貢献および継続的調整を奨励し、

アフリカ連合加盟国の紛争を解決する取組における同連合による増加している貢献を歓迎し、またアフリカの地域的並びに準地域的機構により実施された和平活動に対する総会の支援を表明し、

1. 全ての加盟国は、紛争の平和的解決、紛争予防および解決を含む、国際連合憲章に定められたようなその義務を厳格に遵守すべきであることをくり返し表明する。

2. 適切な場合には、仲介努力に対する、加盟国の、並びに国際連合のおよび地域的並びに準地域的機構の貢献を歓迎する。

3. 加盟国、並びに国際連合および、適切な場合には、地域的並びに準地域的機構に対し、仲介および紛争の平和的解決、紛争予防並びに解決について国連憲章の第VI章に言及された他の道具をできるだけ能率的に利用し続けることを招請する。

4. 加盟国、並びに国際連合および地域的並びに準地域的機構に対し、紛争の平和的解決、紛争予防および紛争解決におけるそれらの仲介能力を、適切な場合には、開発し続けることを奨励する。

5. 加盟国、並びに国際連合および地域的並びに準地域的国際機構に対し、適切な場合には、特に、会議の開催準備、セミナーおよび研究集会を通して、仲介の重要性についての認識を増すこともまた奨励し、そしてこれに関連して「地中海イニシアティブにおける仲介」のような、地域に

---

<sup>2</sup> 女性に関する第四回世界会議報告書、北京、1995年9月4日-15日（国際連合出版、Sales No. E.96.IV.13）、第I章、決議1、添付文書IおよびII。

における仲介を強化する地域的イニシアティブを歓迎する。

6. 適切な場合には、国連憲章に記されている目的および原則に従った、仲介努力における効果的な仲介のための国際連合指針<sup>1</sup>の使用を奨励する。

7. 加盟国および地域的並びに準地域的機構に対し、全てのフォーラムにおいてまた紛争の平和的解決、紛争予防および解決の全てのレベル、とりわけ意思決定レベルの女性の平等、完全且つ効果的な参加を促進することを奨励する。

8. 事務総長に対し、長または第一和平仲介者としておよび国際連合が後押しをした和平プロセスにおける仲介チームの構成員として女性を任命し続けること、並びに全ての国際連合プロセスのために適切なジェンダーの専門知識を確保することを奨励し、そして加盟国によるおよび地域的並びに準地域的機構による同様の取組を招請する。

9. 加盟国に対し、適切な場合には、国際連合の仲介能力および、適当な場合には、地域的並びに準地域的機構のそれらを使用すること、またそれらの二国間および多数国間関係において仲介を促進することを奨励する。

10. 全ての加盟国に対し、全ての加盟国の成功を確実にするために、仲介に対してまた、適切な場合には仲介過程の合意された成果の実施に対して、並びに国際連合のおよび地域的並びに準地域的機構の仲介能力構築活動に対して、持続的な政治的支援、専門知識および時宜を得た且つ適切な資源を、国際連合を通したものを含んで、提供することを考慮することを招請する。

11. 事務総長に対し、国連憲章および関連する国際連合諸決議に従って、事務総長の周旋を申し出続けること、そして、適切な場合には、国際連合の特別代表および特使に対して並びに要請に基づいて、加盟国および地域的並びに準地域的機構に対して、仲介支援を提供することを要請する。

12. 事務総長に対し、要請に基づきまた合意された職務権限に従って、訓練行事および職員交換を通したものを含んで、紛争の平和的解決、紛争予防および解決のための、仲介能力構築において、加盟国および関連する地域的並びに準地域的機構と協働し続けることもまた要請する。

13. 国際連合および地域的並びに準地域的機構に対し、合意された職務権限に従ってまた適切な場合には、相互に合意された議題についての仲介に関する定期的な対話を開催し、見解、情報および学んだ教訓を交換しそして、具体的な仲介の文脈における協力、調整、一貫性および相補性を高めることを奨励する。

14. 国際連合との、互いのそして市民社会との、国際的な、地域的なまた準地域的な機構の連携および協力の、そして具体的な仲介の文脈において関与する関係者の努力の一貫性および相補性を確保するため、情報共有、協力および調整を改善するメカニズムを開発することの重要性を強調する。

15. 関係当事者および、適切な場合には、他の利害関係者との間の仲介者による相互作用、並びに仲介過程の合意された成果の実施における包括的な国内プロセスを促進することの重要性を強調する。

16. その仲介および紛争予防と解決の能力、組織並びに政策枠組を策定してきた地域的および準地域的機構の取組を歓迎し、そして他の利害関係をもつ機構に対し、その加盟国により負託されたものとして、適切な場合には、同様の取組を行うことを奨励する。

17. 地域的および準地域的機構に対し、仲介のフォーカル・ポイントを、適切な場合には、任命することおよびその接触情報を事務総長に対し定期的に通報することを奨励し、そして事務総長に対し、この情報を保管した、適切な場合には、加盟国および地域的並びに準地域的機構と共有することを要請する。

18. 事務総長に対し、仲介に関する国際連合および地域的並びに準地域的機構との間の協力並びにそのような協力を強化する可能な方法について第 70 会期の総会に報告書を提出すること、および加盟国並びに地域的および準地域的機構との密接な協議を促進しまた透明性を増すために定期的な説明会を開くことを要請する。

19. 事務総長に対し、国際連合の仲介活動に関して加盟国に説明し続けることを招請する。

20. 地域的および準地域的機構に対し、適切な場合にはまた国連憲章に従って、仲介関連問題について加盟国との公式なテーマ別の交流をさらに強化することを奨励する。

21. 総会の第70会期で、「紛争の平和的解決、紛争予防および解決における仲介の役割の強化」の問題についての審議を続けることを決定する。

第105回本会議

2014年7月31日